

JASTPRO 506

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会
広報誌

2021年6月

目次

記事 1. 【特別寄稿】	
貿易の未来をつくるトレードワルツのチャレンジ	… 1
株式会社トレードワルツ シニアコンサルタント 長田 信哉	
記事 2. 第36回国連CEFACT SWD フォーラム報告	… 8
(含：UN/CEFACT 勧告38号「貿易情報ポータル」概要説明)	
JASTPRO シニア アドバイザー 渡邊 浩吉	
記事 3. 第36回国連CEFACTフォーラム旅行観光部会の参加	… 20
国連CEFACT観光部会 部会長 鈴木 耀夫	
記事 4. 2021年度調査報告：	… 25
アジア太平洋地域における広域FTA・EPAの活用のために	
業務二部長 今川 博	
記事 5. 国連CEFACTからのお知らせ	… 32
JASTPROホームページ 賛助会員紹介ページの新設について	… 33
賛助会員継続のお願い	… 34

— JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

当協会ホームページで電子版をご覧ください。

<https://www.jastpro.org/>

電子版掲載は、Twitter (@_jastpro) でご案内しています。

ホームページ更新、刊行物のご案内、講演会開催のお知らせなども発信しております。フォローいただければ幸いです。

パソコンからもご覧ください。 https://twitter.com/_jastpro

メールにて掲載通知をご希望の方は、次の内容を下記のE-mailアドレスにお知らせください。

- ✓ ご所属組織名称
- ✓ 所属されている部署
- ✓ お名前
- ✓ ご連絡先電話番号
- ✓ 送達ご希望メールアドレス

【ご連絡窓口】

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会 業務部

E-mailアドレス gyomu_dept@jastpro.or.jp



ホームページ



Twitter

記事 1. 貿易の未来をつくるトレードワルツのチャレンジ

株式会社トレードワルツ
シニアコンサルタント 長田信哉

1. トレードワルツの設立経緯

株式会社トレードワルツ※1は、2020年10月に7社¹共同出資によって設立され、11月に事業開始した貿易実務の完全電子化を目指すSaaS企業です。貿易業務のデジタル化はそのプレイヤーの多さ、仕組みの複雑さゆえに、従来の技術では実現不可能と言われてきました。

トレードワルツは、ブロックチェーン技術を活用し、貿易に関わるプレイヤーの間で一気通貫の情報共有ができる貿易プラットフォーム「TradeWaltz®」※2を構築し、貿易文書の電子化にとどまらない新たな価値をユーザへ提供したいと考えています。2021年3月にはサービス提供を開始し、既に4社にご利用頂いています。現在も導入決定頂く企業様は順次増えており、あわせて期待に応えるべく、サービス開発を進めています。

(※1、※2：会社名はトレードワルツ、提供サービス名はTradeWaltz®としています)

2. TradeWaltz 導入のメリット

TradeWaltz®は、データの改ざんを極めてうけにくいブロックチェーンをコア技術とし、貿易関係者に以下のメリットを提供するサービス開発を行っています。

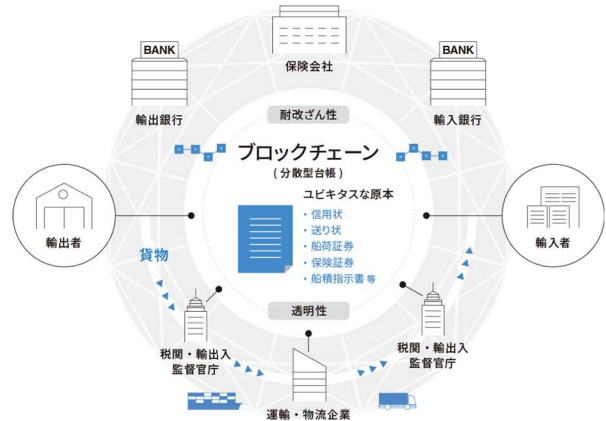


図1. 貿易プラットフォームイメージ

(1) 輸出者・輸入者

- 書類作成・クロスチェックの稼働低減
- 書類紛失・盗難・改ざんリスクの低減
- B/L (船荷証券) クライシスの回避
- デマレッジ (貨物の保管超過料金) 負担の軽減
- リードタイム短縮化と郵送コストの削減
- 貨物受取時期の予測、トレーサビリティの実現

(2) 運輸・物流企業

- 船荷証券、海上貨物運送状などの書類準備の簡略化、正確性向上
- リードタイム短縮化と郵送コストの削減
- 書類紛失・盗難・改ざんリスクの低減
- 物流の可視化など新たな付加価値の創出
- 変化の激しいトレードコンプライアンスへ

¹ 株式会社 NTT データ、三菱商事株式会社、豊田通商株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、株式会社三菱 UFJ 銀行、兼松株式会社、損害保険ジャパン

株式会社。
<https://www.nttdata.com/jp/ja/news/release/2020/102700/>

の確実な対応

(3) 銀行

- 簡易かつ正確な信用状発行、およびそのチェック稼働低減
- リードタイム短縮化と郵送コストの削減
- 書類紛失・盗難・改ざんリスクの低減
- 貿易プラットフォームを利用した新たな金融サービスの実現

(4) 保険会社

- 書類作成の簡素化と稼働の低減、正確性向上
- 書類紛失・盗難・改ざんリスクの低減
- リードタイム短縮化と郵送コストの削減
- 二重支払いリスクの低減

(5) 行政機関

- 各種貿易書類を電子化し、原本性・真正性を担保することによる取引透明性の向上
- 各種申請の関連情報（インボイス情報等）を活用した審査業務の高度化

3. トレードワルツ社の設立背景

貿易は数多くのさまざまな業種業態の企業が国を超えて多様な書類を複雑なプロセスを経てやりとりすることで成り立っており、そのデジタル化は従来の技術では実現不可能と言われていました。

【貿易分野におけるシステム化の課題】

- 各システムに情報が分散しているため、取引全体の状況把握が困難
- データ転記や書類間の相互チェックなどの事務作業が非常に手間
- 書類の改ざんによる、トラブルに巻き込まれるリスク

貿易業務における情報連携は、荷主、船会社、物流会社、銀行、保険会社、税関や輸出入監督官庁など、多種多様な組織、プレイヤーが国をまたいで絡み合う壮大な"情報の伝言ゲーム"となっており、各システムに分散している情報、恒常的なデータ転記による事務効率の煩雑さ、書類改ざんリスクなど貿易業務は数多くの課題を抱えている状況と考えています。

このような貿易特有の課題を解決するために、ブロックチェーン技術を適用し、貿易に関わるプレイヤーの間で一気通貫の情報共有ができる貿易プラットフォームを構築し、この大がかりで複雑な事務手続きの抜本的効率化と利便性向上、安全・安心な貿易取引の場の提供を行うにはどうすれば良いのか、これらを提供することでトレーサビリティの向上、情報の共有・管理、書類改ざんリスクの低減など、貿易業務へ大きな変革をもたらすことができるのかといった課題解決に賛同頂いた企業様でトレードワルツ社の前身となる貿易コンソーシアムが設立されました。

4. 貿易コンソーシアムの活動

貿易コンソーシアムは、株式会社 NTT データ（以下 NTT データ）を事務局として 2017 年 8 月に設立され、2021 年 4 月にトレードワルツ社に活動を引き継ぐまで、2017 年から、サービス機能開発だけではなく、海外との連携や法制度面での上申などの活動を実施してまいりました。

(1) 2017 年

① 貿易コンソーシアム発足

荷主・銀行・保険・物流といった貿易業務に携わる日本の各業界のリーディングカンパニー13

社²が集まり、2017年8月にブロックチェーン技術を活用した貿易情報連携プラットフォームの実現に向けたコンソーシアムを発足しました。

(最終的には18社で組成³)

コンソーシアムでは業務フロー、テクノロジー、法律、規制といったテーマごとにワーキング・グループを設置し、貿易の課題洗い出し、貿易情報連携を中心に検討を重ねました。



【検討内容（一部抜粋）】

- 業界をまたいだ業務フローの策定
- 貿易書類の統一されたデータフォーマットの策定
- ブロックチェーン基盤上への貿易書類の登録と共有、アクセス制御などの技術的な検証
- 貿易情報連携プラットフォームを介した貿易実務の実証実験を実施し、各業態のプロセスにおいてオペレーションコスト削減効果を確認（最大60%程度の削減効果）
- ブロックチェーン基盤に貿易書類を登録し、共有するためのAPI仕様を策定

² ブロックチェーン技術を活用した貿易情報連携基盤の実現に向け、13社でコンソーシアムを発足
https://www.nttdata.com/jp/ja/news/services_info/2017/081501/

³ ブロックチェーンコンソーシアム参加企業18社
<https://www.nttdata.com/jp/ja/case/2018/110115>

- 国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定している電子的移転可能記録のモデル法（MLETR）への対応検討
 - 貿易書類の電子化に向けた法律上の論点整理と海外動向調査・連携
- ② シンガポールでの実証実験を実施
- またシンガポールの貿易プラットフォームであるNTP（Networked Trade Platform）と将来

的な接続に向けた実証実験を実施し、クロスボーダー取引における安全性、効率性、透明性向上といった効果を確認しました。⁴

（2）2018年

① 日本国内での実証実験を実施

2018年7月にNEDO※1が実施する「IoTを活用した新産業モデル創出基盤整備事業」の委託先の一つにNTTデータが選定されました。

本研究開発用にブロックチェーン技術を活用した貿易手続データ連携システムを構築し、アジア向けコンテナ輸出を行っている東京（大井）、

⁴ ブロックチェーン技術を活用した貿易情報連携基盤をシンガポールの貿易プラットフォーム（NTP）へ接続する実証実験を開始
<https://www.nttdata.com/jp/ja/news/release/2017/120500/>

清水、博多の港湾で実証実験を行い、デジタル化されていない事業者を含む貿易手続きに関わる事業者の生産性向上と輸出リードタイムの短縮や、システム連携を容易にする API や簡易なインターフェースを検証しました。⁵

※1 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

② タイでの実証実験を実施

タイのサービスプロバイダや日系企業・銀行と

同常任委員会)と共同で、タイ国家デジタル貿易プラットフォームである NDTP (National Digital Trade Platform) のプロジェクトの一環として、NTT データが提供する貿易プラットフォームを活用した共同実証実験を実施しました。

NDTP プロジェクトはタイ政府公認の取組みであり、貿易に関わる様々なプレーヤーが利用できる B2B の貿易プラットフォームの構築を目指しています。⁶



ともに、日本ータイ間の貿易手続きのデジタル化に向けた実証実験を実施し、タイの既存の貿易手続サービスとシームレスに連携させることで、利用者へのベネフィットの確認やシステム的な課題の洗い出しを行いました。

(3) 2019年

① タイ JSCCIB との共同実証実験を実施

2019年7月～10月にかけて、タイで貿易プラットフォーム構築を目指して活動している JSCCIB (Joint Standing Committee on Commerce, Industry and Banking : タイ商業・工業・金融合

② コンソーシアムメンバー各社での試行運用を実施

2020年度の本格運用に向けて、試行運用版の貿易情報連携プラットフォームを貿易コンソーシアムの参加メンバーに提供し、2019年10月～2020年3月にかけて検証を行いました。試行運用を通じて、貿易取引関係者間でドキュメント情報が問題なく連携できることを確認するとともに、機能性や操作性を評価、改善項目の洗い出しを行い、参加メンバーから多くの貴重なコメントを頂くことができました。試行運用で得た知見は、

⁵ ブロックチェーン技術を活用した貿易情報連携基盤の実証事業を開始
<https://www.nttdata.com/jp/ja/news/release/2018/082300/>

⁶ タイ JSCCIB と NTT データが貿易プラットフォームの共同実証実験を実施
https://www.nttdata.com/jp/ja/news/services_info/2019/110500/

今後の社会実装に向けた準備を進める基礎となりました。

(4) 2020年

- ① ダボス会議2020併催の貿易デジタル化フォーラムにて「貿易のデジタル化推進に関する覚書」に署名

NTT データは、2020年1月にスイス・ダボスで開催された World Economic Forum (通称：ダボス会議 2020) と併催されている「ICC Trade digitalization Forum (貿易のデジタル化推進フォーラム)」において、「貿易のデジタル化推進に関する覚書」に署名しました。

本フォーラムは ICC(International Chamber of Commerce：国際商業会議所) とシンガポール政府の IMDA (Info-communications Media Development Authority：情報通信メディア開発局) の共催にて、貿易のデジタル化推進に向けて多国間ルールを定める重要性等を議論するため開催されました。

「貿易のデジタル化推進に関する覚書」を受けて、貿易プラットフォームによるデジタル化推進、相互接続性の確保に向けた議論と実装など、貿易の課題解決に道筋がつけられることが今後期待されています。⁷

- ② 運営事業体「トレードワルツ」を設立
これまでの活動結果を踏まえ、2020年4月に準備会社の位置づけとしてNTTデータが運営事業体となる株式会社トレードワルツを設立しました。2020年10月に7社共同出資を行い、11月事業開始をいたしました。

⁷ ダボス会議2020併催の貿易デジタル化フォーラムにて署名
<https://www.nttdata.com/jp/ja/news/release/2020/012301/>

⁸ 初期ユーザの三菱商事、三菱商事プラスチック、三菱UFJ銀行が貿易プラットフォーム「TradeWaltz®」と連携し、利用開始

<https://www.tradewaltz.com/news/200/>

⁹ 富士フィルムホールディングスとトレードワルツ

5. トレードワルツの活動・展開

トレードワルツは貿易の SaaS 企業としてのサービス提供事業だけではなく、貿易電子化に向けての枠組み作り、貿易関連の省庁や団体様との共同検討に取り組んでいます。

(1) サービスの提供、開発

既にサービス提供を開始しており、以下のユーザ様にご利用を頂いています。

- ① 初期ユーザの三菱商事、三菱商事プラスチック、三菱UFJ銀行が貿易プラットフォーム「TradeWaltz®」と連携し、利用開始⁸
- ② 富士フィルムホールディングスとトレードワルツ 貿易情報連携プラットフォーム「TradeWaltz®」のトライアル開始⁹

現在も機能追加を継続的に行っています。

(2) 法制度への対応

貿易の電子化にかかわる法的な課題対応のため、以下の活動を行っています。

- ① 内閣府規制改革推進会議「第7回 投資等ワーキング・グループ」に参加

内閣府規制改革推進会議「第7回 投資等ワーキング・グループ」に参加し、電子船荷証券(eB/L)の法改正について提案致しました。¹⁰

結果として、内閣府の規制改革推進会議で答申が出されています。¹¹

貿易情報連携プラットフォーム「TradeWaltz®」のトライアル開始 -貿易業務のデジタルトランスフォーメーションを推進-

<https://www.tradewaltz.com/news/172/>

¹⁰ 内閣府規制改革推進会議「第7回 投資等ワーキング・グループ」に参加致しました。

<https://www.tradewaltz.com/news/156/>

¹¹ 要望を挙げていた「船荷証券の電子化」に伴う法整備が、内閣府の規制改革推進会議で答申されました

(3) アライアンス状況

トレードワルツだけでは解決が難しい問題について、貿易関係者とのアライアンスを通じ、課題解決を検討する取り組みを行っています。

① NACCS®と TradeWaltz®の連携に関する覚書の締結について

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社と株式会社トレードワルツは国際物流・国際貿易関係者における、両社が提供するサービスの利便性向上に寄与することを目的として、相互に連携し協力していくことについて覚書（MOU）を締結いたしました。¹²

2020年10月の電子帳簿保存法改正に続き、来年1月の改正関税法の施行により、保存要件を緩和する方針を打ち出しており、日本国内でも貿易文書の電子化に向けた動きが急速に進むと考えられます。こうした背景の中、トレードワルツとバイナルは相互に補完しあう形で、電子帳簿の保存に係る要件を満たすシステムを構築すべく、先日協業を発表しました。そこに、今回、関税の専門家としてデロイト トーマツが加わることで解決策と客観的アドバイスを提供しながら、日本の貿易実務者が文書の電子保存を行うための具体的な対応策にお答えし、「安心して」貿易書類の



② バイナル社「TOSS シリーズ」と連携・協業

「TOSS シリーズ」を開発・販売する株式会社バイナルと2021年10月よりシステム間をAPI連携し、一部ユーザの書類連携業務から完全電子化機能をトライアル利用し、¹³TOSS シリーズをご利用頂くユーザ様への導入利便性を高める取り組みを行っています。

電子化に移行できる環境づくりを支援できるようになりました。



③ 「電子帳簿保存コンサルサービス」に係る協業を開始

<https://www.tradewaltz.com/news/359/>

¹² NACCS®と TradeWaltz®の連携に関する覚書の締結について

<https://www.tradewaltz.com/news/94/>

¹³ 国際物流システムシェア No.1 「TOSS シリーズ」と貿易完全電子化プラットフォーム「TradeWaltz®」のシステム連携・協業について

<https://www.tradewaltz.com/news/163/>

6. オープンでグローバルな貿易エコシステムをめざして

① 新「貿易コンソーシアム」の活動開始

2017年から株式会社NTTデータが事務局として運営してきた旧「貿易コンソーシアム」の理念を受け継ぎ、発展する形で、業界を横断した40社とともに、新「貿易コンソーシアム」が発足しました。また、5月25日から新規会員募集も開始し、貿易関係者が容易に参加できるような枠組みを作り、ご意見をお聞きする中でTradeWaltzの利便性を高めていきたいと考えています。

<会員企業 40社> 2021.5.25時点・五十音順・敬称略

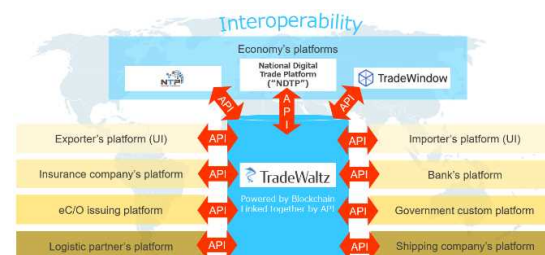
伊藤忠商事株式会社 / 井本商運株式会社 / 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ / 株式会社オービック / 株式会社エフ・ビー・エス / 兼松株式会社 / 関西総合システム株式会社 / 株式会社近鉄エクスプレス / 株式会社 Shippio / 株式会社商工組合中央金庫 / 商船三井ロジスティクス株式会社 / 株式会社 STANDAGE / 住友商事株式会社 / 株式会社 Zenport / 双日株式会社 / 双日ロジスティクス株式会社 / 損害保険ジャパン株式会社 / 東京海上日動火災保険株式会社 / 豊田通商株式会社 / 西日本鉄道株式会社 / 株式会社日新 / 一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会 (JASTPRO) / 株式会社日本貿易保険 (NEXI) / 日本郵船株式会社 / 株式会社バイナル / 阪和興業株式会社 / 株式会社日立物流バンテックフォワーディング / 富士フィルムホールディングス株式会社 / 株式会社ブルボン / 丸全昭和運輸株式会社 / 丸紅株式会社 / 株式会社みずほ銀行 / 三井住友海上火災保険株式会社 / 株式会社三井住友銀行 / 三井物産株式会社 / 三菱ケミカル物流株式会

社 / 三菱商事株式会社 / 三菱商事プラスチック株式会社 / 株式会社三菱UFJ銀行 / 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 (NACCS センター)

② 2021年度後半にかけてサービス提供を加速
現在、TradeWaltz Ver2.0を開発しており、業務管理機能、関係者を跨った進捗管理機能などの拡充した新機能をご提供できる見込みです。

7. 最後に

トレードワルトは単にシステムを提供するだけではなく、貿易関係者様とのアライアンスによる貿易のエコシステム化を通じて、皆様とともに貿易の未来を作っていきたいと考えています。



TradeWaltzのご利用、貿易コンソーシアムへのご参加お待ちしております。ご不明点がございましたら下記までお気軽にお問合せください。よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先：

<https://www.tradewaltz.com/contact/>



記事 2. 第 36 回 国連 CEFACT SWD フォーラム報告 含： UN/CEFACT 勧告 38 号 「貿易情報ポータル」 概要説明

JASTPRO シニア アドバイザー 渡邊 浩吉

国連 CEFACT 第 27 回総会が、2021 年 4 月 19～20 日にインターネットで開催された。

これに引き続いて開催された、シングルウィンドウメインの第 36 回フォーラムは「シングルウィンドウと COVID-19」というテーマであった。コロナ禍のような人の移動などが制限される環境では、システム間のデータ移動によって業務が遂行されるシングルウィンドウが見直され、多くの国で政府のサポートが強まる中¹での開催となった。

報告対象 シングルウィンドウメイン Webinar

一日目： 2021 年 5 月 4 日

二日目： 2021 年 5 月 5 日

インターネットを通じてのオンライン会議につき、ニュアンスの取違い等の可能性があり、また、個々の発言者の特定が困難な事情もあることをご理解頂きたい。

<一日目： 2021 年 5 月 4 日>

第 1 セッション

UN/CEFACT の成果物の現況

進行役： Mr. Aleksei Bondarenko² UN/CEFACT 副議長（ロシア）

1. 貿易情報ポータル(Trade Information Portal = TIP)に係る勧告 38 号の概要と、コロナ蔓延下におけるポータルの活用要領について

発表者： Ms. Eva Chan³（マレーシア）

<筆者注>

本項は勧告 38 号の概要説明を兼ねることを旨とし、発表者の要点を踏まえつつ、勧告本体を紹介する内容で記述されている。

勧告 38 号「貿易情報ポータル」⁴概要

1-1 概要⁵

国際取引においては、相手国の法制度や規制要件を十分に承知しておかないと、国境手続きにおいて思わぬトラブルを起し、輸出入双方に損害が生じることが有り得る。これは時

¹ モロッコの現況として紹介された他、アフリカ電子商取引連合(AACE)の発表の中でも、アフリカ諸国の事情として触れられた。

² モスクワ MIGIMO 大学 准教授

³ マレーシア Dagang Net 社 国際ビジネス部長

⁴ https://unece.org/sites/default/files/2021-01/ECE_TRADE_C_CEFACT_2021_06E-Rec38_TIP.pdf

⁵ I. A. Introduction, B. Purpose and scope, C. Benefit

に、透明性の欠如とか何が起こるか予測が出来ないといった不信感を招き、延いては貿易円滑化を阻害する要因ともなり得る。

これに対応し、各国がそれぞれ、自国の貿易関連の各種情報をインターネット上にポータルとして予め公開することを提案するのが、今回の勧告 38 号即ち貿易情報ポータル(TIP)である。

1-2 勧告事項⁶

- a. 貿易情報の透明性と予測可能性を向上させるため、貿易情報ポータル(TIP)を立ち上げること。
- b. TIP を貿易円滑化政策の一環として位置付け、戦略的ビジョンを持つこと。
- c. TIP に関連する官民の関係者間で、情報交換に係る協力と仕組について合意し、TIP の戦略的な方向性や運用を司る統括組織を作ること。
- d. TIC の立ち上げを主導する政府機関を定めた上、上記統括組織のもとに、長期的な資源確保、資金調達により永続的な運用を可能とする組織を作ること。
- e. TIC に係る人材育成計画を、そのための費用も含めて策定すること。

1-3 TIP の定義⁷

TIP は輸入、輸出、通過貨物、積替貨物を管理する政府機関が制定する全ての貿易関連の規定に係る情報を、集約し公表するためのウェブサイトである。TIP により、輸入者、輸出者、その他全ての国際貿易にかかわりを持つものが、国境での通関、およびその前後において、法的遵守要件が課せられる特定の物品について、どのような義務かを容易にチェックし、理解し、そしてそれを果たすことができるようになる。

1-4 TIP に掲載されるべき必須情報⁸

- ・ 貿易手続及び輸出管理に関する法令等
- ・ 許可、ライセンス、通関手続き等に使用されるフォームや電子メッセージ
- ・ 国際貿易に関する政府の電子システムへのアクセス方法に係る情報
(シングルウィンドウや関係政府機関のシステム)
- ・ 規則違反に係る罰則規定
- ・ 不服申し立てまたは審査の手続き
- ・ 通知とガイドライン
- ・ 各種文書に適用されるコード表 (例：国コード、重さ大きさなど貨物の嵩の単位、通貨コード、税関手続きコード等)
- ・ 問合せのための連絡先情報

1-5 TIP を構築するに当たっての技術的なモデル⁹の種類

(1) 中央集中型モデル

⁶ I. E. Recommendation

⁷ II. Guidelines for establishing TIP A. Trade Information Portal Definition

⁸ II. Guidelines for establishing TIP B. Information to be shared on TIP

⁹ II. C. 1. Centralized 2. Decentralized 3. Hybrid

関係政府機関や各種組織からの情報データが、互換性のある構造で中央のデータベースに格納されるので、利用者からの問い合わせに、相互参照により一元的に対応することができるという、TIP の趣旨によく沿ったモデル。但し同一事象に複数の組織が関与していると、それらの組織が中央データベースにそれぞれ格納した情報に重複が生じたり、齟齬が生じたりすることもあり得る。(もっとも逆に、重複や齟齬を事前に検出し修正できるのでメリットとする考えもある。) 格納されるデータ量と種類が大きくなる分、データベースとその運用の負荷は大きくなる。

世界で現在稼働中の TIP では、最も一般的に採用されているモデルである。

(2) 分散型モデル

関係政府機関や各種組織が、それぞれ情報ウェブサイトを持ち、予め TIP とリンクを張っておく。利用者から TIP に問合せが来ると、問い合わせの種類により、当該情報ウェブサイトに接続させるモデル。「ポータル」の語感からすれば、貿易情報への問い合わせを統合窓口として一手に受け、当該の情報サイトに振り当てるといった仕組みは正にポータルで、システムとしての負荷も比較的少ない。しかし、問い合わせをした利用者に過不足ない貿易情報が提供出来ているかどうか、利用ケースの蓄積と分析が必要となろう。

(3) ハイブリット型モデル

コアとなる基本情報だけは TIP のデータベースに格納し、問い合わせに直接対応するが、対応しきれない詳細情報については、リンクを通じて当該する情報ウェブサイトに接続することで対応するという二段構えのモデル。

1-6 法的側面¹⁰

法的情報、即ち、法的効力を持つ法令、法規、政令、指示、通告やその他規範類については、その正確性と、それが最新版であることが殊の外重要である。なぜならば、利用者は TIP にある情報に従って行動すれば、その国の法律に合致していると確信するからである。

TIP の情報は、法律の最新版を反映させ、出来る限り、法的拘束力を持たせるべきである。

11

<筆者注>

TIP は海外からの問い合わせを受けるもの故、少なくとも英語でなければならないが、非英語圏では TIP に掲載される法律は、英文仮訳版となるので、利用者に誤解を与えない配慮が必要とのコメントを出している。

1-7 TIP を成功させる重要な要件¹²

(1) 連携基盤の確立

関係政府機関や各種組織がそれぞれの掌管する貿易関連情報をデータで提供し、それを TIP

¹⁰ II. D. Legal Aspect E. Key success factors point 32

¹¹ 原文: Insofar as possible, the information shared on the TIP should be legally binding reflecting the most up-to-date legislation.

¹² II. E. Key success factors

に連携させる基盤を確立させる。

(2) 主導機関の選定と実行部隊の結成

TIP の構築と運用を主導する政府機関を選定すると同時に、主導機関はその下に技術を持った実行部隊を結成することが必要となる。

(3) リスクの軽減

当該国の TIP の必要要件を慎重に策定し、不備が無いようにするなど。

(4) 情報の完全性と正確性

TIP に掲載される情報に欠落や誤謬があると、国際取引の物流に直接支障を来す恐れがある。

(5) 利用者視点での設計とコンテンツ

利用者の業務実態に則した使い勝手に配慮するなど。

(6) 人材育成

運用には知識を持った人材が不可欠となる。

(7) 広報・普及活動

すぐれたシステムを構築しても、存在が知られなかったら利用頻度は上がらない。

(8) 資金提供の確保

運用を全て政府予算で賄うのか、課金を考えるのかなど。

(9) 仕組の活性を継続的に維持

利用頻度が高ければ情報の更新も相応に維持されるが、低いと情報更新も滞り、余計に利用頻度を下げることになるなど。

1-8 TIP とシングルウィンドウの関係¹³

利用者が単一のアクセスポイントで全ての必要事項が処理できる便宜を提供すること、貿易に係る関係政府機関や各種組織との連携において構築すること、これらは TIP もシングルウィンドウも同じ形態となる。

両者の違いは次の通りである。即ち、

TIP は一国の、時々の貿易関連の行政制度や法制度に係る情報を、問い合わせに対応して提供する機能で、言わばストックの性格を持ち、

一方シングルウィンドウは、貿易に係る各種データの関係者間でのやり取りを対象とする、言わばフローを支援する性格を持っている。

両者の関係性という面では、シングルウィンドウでやり取りされる貿易関連データは、常に法的に有効でなければならず、その有効性を担保するための法関連情報は TIP に掲載されているという関係にある。

従って TIP とシングルウィンドウが運用基盤を共有することで、現実にシングルウィンドウに流れる貿易関連データに、有効性、合法性の観点から問題がないかどうか、TIP の情報でスクリーニングが掛けられるようにするのが望ましい。

¹³ II. G. TIP and SW

1-9 相互運用性¹⁴

TIP はポータル 성격上、関税率表を始めとして多くの外部システムとの連携を維持しなければならない。インターフェースを介し、変換によってデータを取り込むこともできるが、多くのシステムで UN/CEFACT で推奨している国際標準を採用すれば、海外システムとの連携も容易となる。

1-10 Covid-19 コロナ禍に活用される TIP

(勧告 38 号とは別にフォーラムで追加説明された。)

- (1) コロナ禍での貿易政策の変更ないし対応策を TIP で告知
- (2) コロナ禍関連の緊急物資に対応する輸出入管理政策の変更
- (3) コロナ対応支援策
- (4) 官民関係者間の質問回答

1-11 <TIP のイメージ>

二日目の Business Requirements Specification document (BRS document for TIP) のセッションでイメージの説明があったので、便宜上本項に記述する。

TIP は、利用者が全うすべき義務に不備・不足がないようにサポートする。

例えば、ある製品について許可が必要と記載されている場合は、その許可の取得の仕方、当該ルールや指示まで併せて記載される。いくつかステップがある場合、あるステップから次のステップに進むのに提出が必要な書類のフォームを TIP からダウンロードし、電子的あるいは印刷して使用できるように提供する。即ち単なる情報だけでなく、必要な作業の支援までできるようにする、というのがイメージのようである。

2. シングルウィンドウ (SW) 運用における不測の事態とリスク管理の基本原則に係るガイダンス¹⁵

発表者： Mr. Tarik Naciri¹⁶ (モロッコ)

世界の多くの国々で SW が根付き始めている昨今、万一その稼働に支障を来たすような事態が起きると、経済に与える影響は計り知れない。

本ガイダンス (White Paper) では、考えられるリスクの種類、経済の依存度が高い SW の目安、リスク管理に係る基本原則が提起される。

2-1 SW が抱えるリスク

- (1) 内外の法制が変更されると、時々法制に基づいて SW の提供する貿易手続きも変更されるが、その変更に対応できず、結果として変更後の法制を遵守できない利用者もでてくるリスク
- (2) 技術やインフラに起因する操業上のリスク
- (3) 不可抗力によるリスク (今回のコロナ禍など)

¹⁴ II. H. Interoperability

¹⁵ White Paper on the Core Principles of the Operation of Systemically Important Single Windows (2020)

¹⁶ Senior Project Manager, UN/CEFACT SWD expert

- (4) SW が稼働せず手続き業務等が停滞するリスク
- (5) SW の不調により一国の貿易量が減少するリスク
- (6) 外部とのインターフェースに問題が生じ利用者等と連携できなくなるリスク

このプレゼンでは特に指摘されていなかったが、SW は、行き交う貿易関連情報の要となる故、サイバーテロの標的となるリスクに備えておく必要がある。

2-2 経済の依存度が高い SW とは

- (1) 国家の対外貿易を司る唯一のシステムである場合
- (2) 一国の対外貿易業務が SW を通さないと遂行できない状態
- (3) 停止すると国の重要なシステムが提供する行政サービスを麻痺させる状況となるもの。
- (4) 停止すると一国の経済社会の安全安心を支える基本財の供給を滞らせる状況となるもの。
- (5) 一国の経済構造に深く入り込んでいるため、停止すると経済危機を引き起こす状況となるもの。

2-3 リスク管理の基本原則

- (1) 整備された法的基盤を持つこと。
- (2) SW が与えるインパクトの重大性を関係者全員が認識すること。
- (3) SW 操業に係る手順とルールにつき、明確で効率的な共通認識を持つこと。
- (4) SW と SW が対応しているシステムには十分な拡張性が確保されていること。
- (5) SW の管理構造は、先ずビジネスの持続性確保計画を念頭に置くこと。
- (6) SW のライフサイクルにはセキュリティー対応策を考慮すること。
- (7) SW のガバナンスには責任、効率、透明性が必要。
- (8) SW へのアクセス権付与基準は、客観的で、公表され、公平であること。
- (9) SW の利用者にとっては、コスト、品質、安全性、効率が判断の基準となる。
- (10) 官民のエコシステムが充実すると共に対応する技術力・組織力が課題となる。

3. 感染爆発における貿易関連の対応に係る¹⁷勧告第 47 号について

発表者： Mr. Lance Thompson¹⁸ (Project Leader) (米国)

伝染病の世界的流行が起きた場合、世界の経済が影響を受けるが、貿易関連のシステムも含め、使用できるあらゆるものを動員して対応する必要がある。特に貿易については、国際物流の中に緊急物資の輸送も含まれるので、滞りを起こさぬよう、万全の態勢で臨まなければならない。貿易関連システムは国境での対面業務を軽減する面でも、大いに活用が期待される。

¹⁷ Pandemic Crisis Trade-Related Response (2021)

¹⁸ UN/CEFACT 事務局長

4. シングルウィンドウ構築に係る勧告 33 号の改訂版公開について

発表者： Mr. Ibrahima Diagne¹⁹ (Project Leader) (セネガル)

昨年発出された勧告 33 号の改訂版についての説明であったが、本件については月刊 JASTPRO 503 号 (2021 年 3 月)²⁰に、主な改訂点等を取り纏め掲載したので、本報告では割愛する。

第 2 セッション

各国の進捗状況 (1)

進行役： Ms. Estelle Igwe UN/CEFACT 副議長 (ナイジェリア)

1. ジョージアの現況

発表者： Ms. Irina Sigua²¹ (ジョージア)

e-Services というプラットフォームが稼働し、180 種類のサービスが提供されている。ライセンス、許可、証明書の電子発行の実績は、約 24 万件 (2020 年)、約 27 万件 (2021 年) となっている。この電子サービスを使用すると、関税の自動計算も活用することができる。National Maritime Single Window の開発計画がある。

2. オーストラリアの現況

発表者： Ms. Cheryl Wong²² (オーストラリア)

シンガポールとの間で、「ブロックチェーン」を使った政府間台帳 IGL (Intergovernmental Ledger) の試験を開始した。

短時間の WEB 上でのプレゼンのため詳細は不明だがおよそ次の通りと推測される。オーストラリアとシンガポールの関係者が内容を逐次シンクロさせた分散台帳を管理する。ブロックチェーン故、本来電子署名などは不要だが、このケースでは ABF が ABF-IGL という形で認証局のような機能を提供し、文書の有効証明と、その QR コードを発行、QR コードはモバイルにも表示される。ブロックチェーン外部の人も、QR コードを読み込むことで文書の有効性を認識できるような仕組みとなっているようである。例えばパソコンが使えない貨物の受け渡しの現場等でも、貨物トラック運転手がモバイル端末に表示されている QR コードを、相手に読み込んでもらうことで文書の有効性を目視してもらい、そのトラックが貨物受取りの権利を持っていることが証明される仕組みではないかと思われる。(必要に応じて、読者各位で確認をお願い致します。)

電子データと、実際の貨物を連携させる、という難しい点がこれにより克服できるなら、電子貿易の弾みになるとも考えられる。

¹⁹ Managing Director, GAINDE 2000 (セネガルの SW)

²⁰

<https://www.jastpro.org/relays/download/101/405/47/853/?file=/files/libs/745/202104071353244494.pdf>

²¹ ジョージア 歳入庁国際関係局顧問

²² オーストラリア 税関・国境近代化局 部長補

第3セッション

各国の進捗状況 (2)

進行役: Ms. Estelle Igwe²³ UN/CEFACT 副議長 (ナイジェリア)

3. モロッコの SW の現況

発表者: Mr. Youssef Ahouzi²⁴ (モロッコ)

モロッコのシングルウィンドウは港湾システム (PortNet) が主導している。

従って本船到着案内、マニフェストなど港湾関係業務は全てカバーすると同時に、税関も参加しているため、輸出入通関関連も PortNet の取扱いとなっている。現品検査の予約や貨物の引取り関連も PortNet で対応されている。

4. カメルーンの現況

発表者: Mr. Abdoullahi Faouzi²⁵ (カメルーン)

カメルーンのシングルウィンドウは e-FORCE あるいはフランス語の略号で GUCE-GIE という。他国と違っていると思われるのは、国際検査会社の SGS が、実態は定かではないが、TRADE WORKS と称するシングルウィンドウの機能の一部を提供しているようである (筆者私見)。

今回のフォーラムのテーマに沿って、コロナ禍に対応し、国境の手作業を省き、支払い関係も電子的な手段を促進しているとの発言があった。

5. ドミニカの現況

発表者: Mr. Luis Omar Fernandez²⁶ (Ambasader) (ドミニカ)

シングルウィンドウの利用は確実に増大しており、本年 2021 年では参加組織 40、利用者 9,500 社、サービスの種類 281 となっている。予想では本年のトラフィックは 35 万件以上になるとの事。

特に遅滞が許されない緊急物資、医療品、食品などの通関はシングルウィンドウを活用し、なるべく現品検査をしないうでスムーズな流れを確保するようにしている。

第4セッション

関連した状況

進行役: Mr. Aleksei Bondarenko UN/CEFACT 副議長 (ロシア)

²³ ナイジェリア輸出振興局 副部長

²⁴ モロッコ Portnet 社 部長代行

²⁵ カメルーン 外国取引シングルウィンドウ技術部長

²⁶ ドミニカ税関 シングル ウィンドウ監督

1. 2020年12月に開催されたアフリカ電子商取引連合(AACE)会議での論点

発表者: Mr. Isidore Biyiha AACE 議長 (カメルーン)

- ・ アフリカにはインターネットへの接続の問題もさることながら、その前提となる電気の安定供給レベルで問題を抱えるところもある。今般のコロナ禍を契機として、これらは何をおいても解決しなければならないインフラの問題として再認識された。その中でシングルウィンドウも、滞りのない物流実現に必須であると位置付けられた。
- ・ SW 促進のためには、国内の法体制の整備と共に、地域として共有される法体系も必要であると認識されている。
- ・ 事実、アフリカの地域としてのシングルウィンドウ構築を追求する動きは進んでいる。

2. シングルウィンドウを貿易に活用するケースでの課題

発表者: Ms. Hana Daoudi²⁷ (モルドバ)

シングルウィンドウが東ヨーロッパの幾つかの国で、思うように進んでいない状況が紹介された。

- ・ コロナ禍のような緊急時には、一時的に非関税措置(Non-Tariff Measures)の導入もある。例えば個人保護具、医療機器類、特定の食料品などの一時的な輸出規制、あるいは逆に一時的な輸入免税など柔軟な対応。
- ・ シングルウィンドウなどを使った貿易手続きの電子化を進める時に、書面で慣れ親しんだ日常業務、何が何でも現品検査の原則、これらが阻害要因となっている。
- ・ ユーラシア自由貿易協定(EAEU: Russia, Armenia, Belarus, Kazakhstan, Kyrgyzstan.)では、統一電子税関申告が求められているが、アルメニアの中小企業は対応できない。ベラルーシの税関システムとロシアの税関システムが連携できていない。等の支障がある由である。

3. コロナ下での中小企業のシングルウィンドウ活用

発表者: Ms. Krista Lucenti²⁸ (トリニダード トバゴ)

中南米ではコロナ禍は3つのショックをもたらした。

- ・ 供給面でのショック
物流に大きな支障を来したため、部品の調達、組立など産業が大きな影響を受けた。
- ・ 需要面でのショック
アルゼンチンの牛肉やブラジルの大豆など輸出先での需要が減衰した。
- ・ 価格面でのショック
石油価格や銅価格の大幅な下落が中南米経済に打撃を与えた。
苦境を乗り切るために、国境での手続きを緩和し、電子データだけで済ませる範囲を広げた国も多い。

²⁷ モルドバ UN/CEFACT エコノミスト

²⁸ 米州開発銀行 上席専門家

ラテンアメリカは、シングルウィンドウの近代化も進めている。

- ・ 管理体制の効率化
- ・ クラウドの導入
- ・ 利用者とのインターフェースの改善
- ・ 太平洋同盟（Alianza del Pacífico）の中では動植物検疫や原産地証明の交換を専用のサーバーを立てて実施する。

第5セッション

本日の総括

Mr. Aleksei Bondarenko UN/CEFACT 副議長（ロシア）

省略

<二日目： 2021年 5月5日>

1. 5月4日の Webinar のフォローアップ

進行役： Mr. Aleksei Bondarenko UN/CEFACT 副議長（ロシア）

省略

2. 貿易情報ポータル（TIP）関連の討論

進行役： Mr. Lance Thompson（米国）

2-1 アジア太平洋経済社会委員会（UN/ESCAP）における討議について

発表者： Mr. Sangwon Lim²⁹（韓国）

TIP については UN/ESCAP でも議論が進められており、その成果と現況が報告された。今回紹介された Guide to Enhancing Trade Information Portals は、マニュアルあるいは人材教育資料として作成されたものであり、各国の TIP 関係者の参照に供されることを目的としている。

プレゼンでは、現行の TIP の運用状況を評価し、更にこれを改善するための方策とステップを示すガイドラインおよび管理の枠組み³⁰を提案するものであるとの説明があった。TIP の効率と持続性を強化するためのものと期待されている。

プレゼンは短時間のため、詳細の説明はなかったが、下述3項（SWを評価するための基準設定）とも関係するので、以下の通り別途追加説明する。

Guide to Enhancing Trade Information Portals

²⁹ UN ESCAP 経済部 元 KT-Net 社（韓国）

³⁰ Governance framework

(TIP を強化するためのガイドライン)

TIP を稼働させている国で、TIP が使われ続けるには、常にニーズを満たすように運用しなければならない。この TIP 強化のためのガイドラインは、TIP の現状を評価するにあたってのツールと、この先どうすれば魅力のあるものにできるかの指標について提言するものである。

次の7つのセッションに分かれている。

セッション1 目的と課題

セッション2 どうすれば効果的で持続可能な TIP となるか

セッション3 どのように効果的なコンテンツを纏め掲載するか

セッション4 TIP の装備、機能および成果の評価について

セッション5 影響力の大きい品質特性について、その評価と改善策

セッション6 確実に高効率な TIP とするために、成熟度チェック方式³¹の採用

セッション7 TIP の強化を可能にするための方策提言

具体的な内容については、オンラインで提供されている。³²

2-2 Business Requirements Specification document (BRS document for TIP)

発表者： Mr. Luciano Pulgliatti (Project Leader) WCO

TIP を通じて、情報が共有される事業者のビジネス・プロセスと取引を、標準化することを目的にすると謳っているが、まだ検討途上のプロジェクトであり、具体的にどのような貢献が期待できるのか不明な部分も多々あるように見受けられる。

関係者として挙げられているのは ①行政組織 ②TIP 管理組織 ③情報を必要とする利用者 ④S W の運用者 ⑤管理当局（地域・国際）となっている。

フォーラムの席上、貿易取引に関連した文書の標準化や交換は、現在 Regional Single Window でも電子原産地証明の交換などを通じて実行されているもので、なぜ別のプロジェクトを走らせる必要があるのか等の疑問が呈された。

3. 各国のシングルウィンドウを評価するための基準設定

進行役： Mr. Aleksei Bondarenko UN/CEFACT 副議長（ロシア）

3-1 概要

貿易円滑化協定（TFA）に参加している諸国は、10.4 項に従ってシングルウィンドウを構築することが期待されており、これに答えるとの趣旨もあって、各国はこぞってシングルウィンドウを保持していると宣言する傾向にある。しかし実態としては、必ずしも協定の定義にあるようなシングルウィンドウとはいえないものもある模様で、整理し直す必要ができて

³¹ Maturity Roadmap Model

³² <https://www.unescap.org/our-work/trade-investment-innovation/etip>

たために、それぞれのシングルウィンドウを細かく評価して、具体的に何ができて何ができない状況にあるかを明確にしようというのが趣旨といえる。

現在世界で稼働中の最新鋭のシングルウィンドウは、どのような機能を実装し、どのような運用をされているかを基準にして、それに対して、それぞれのシングルウィンドウはどの程度まで実現できているかをみて、進捗状況を評価するような形となろう。

3-2 評価項目

評価項目とすべく、成功事例の Key Factor がまとめられた。

- ・ 政府のシングルウィンドウ実現への強い意思
- ・ 主管する機関の強い指導力
- ・ 官民の相互協力
- ・ プロジェクトの適切な枠組みと目的意識の共有
- ・ 利用者目線での使い勝手
- ・ 法制のバックアップ
- ・ 災害にも強い仕組みで利用者に安心感を与える

これらについて、具体的な数値に依る目安とか、品質的な目安をあきらかにできれば、評価がし易くなる。

進捗状況により各国の Rating をするとの話もあった。

<筆者注>

SW の充実度・レベルを測るいくつかの要因を整理し、要因毎に個々の SW に当てはめ、現況を評価することで個々の SW の客観的な姿を浮き彫りにするのは、その SW を更に進歩させる上で重要であり、筆者も意を共にするところなるも、プロジェクトの成果の見せ方として、項目毎の数値の合計を以って各国の順位付けをするという安易なやり方は、一考を要するであろうとコメントしている。各国について、現行の SW の弱点は何で、どうすれば改善できるかの具体案を提案できれば、UN/CEFACT が大きく貢献することになる。

今後、このプロジェクトは以下の三人が主導することとなった。

- (1) Mr. Aleksei Bondarenko (ロシア)
- (2) Mr. Jonathan Koh (シンガポール)
- (3) Mr. Joaquin Eugenio Galvan (メキシコ)

期間は 2022 年 10 月までの 18 か月とし、成果物は勧告 33 号 (シングルウィンドウの設置に係る勧告とガイドライン) の ANNEX として公表する。

記事 3. 第 36 回国連 CEFACT フォーラム旅行観光部会の参加

国連 CEFACT 観光部会 部会長 鈴木 耀夫

第 36 回国連 CEFACT フォーラムがオンラインで開催され、その中で 4 月 27 日から 4 月 30 日の 4 日間に Travel/Tourism Domain (T/T 部門) の会議が行われた。

今回のフォーラムでは、コロナ禍の中で開催されたことで、旅行観光業界からの参加が危ぶまれたが、現実には毎日 15 人前後の参加者があり、活発な意見交換が実施された。この結果、今回の主要テーマである体験プログラム (EPs) の技術標準開発プロジェクトの進捗には大きく役に立った。また従来からその参加が期待されていたヨーロッパの旅行大国のイタリアから今回初めて Expert の参加があり、当部門にとって大きな力を得た会合であった。以下にその概要を報告したい。

1. コロナ禍の中のプロジェクト推進と今回の開発の観点

当部門としては現在 2 つのプロジェクトを担当していて、その一つが、EPs の技術標準開発プロジェクトで、もう一つが持続的な旅行観光 (ST) のビジネス標準の開発プロジェクトである。

世界的なコロナ禍の発生によりこの部門の受けた被害が大きく、昨年 8 月には国連 CEFACT の Bureau (議長団) との相談で、基本的に活動を 1 年間にわたって中断することが話合われた。そのような中で、EPs プロジェクトについては、私が責任者の一人として開発の主要部分を担当していることと、旅行観光業界の業務の動きが緩やかな中であえて開発を進めることで、再開時に役に立てられるようにしたいという思いで、開発工程に遅れが生じたとしても開発を継

続することとした。そして今年の 8 月目途で大筋完了することを意図して活動を継続してきた。

もう一つの ST プロジェクトは、関係者の多くがコロナ禍の被害を受けていたことで、1 年間の中断を受け入れていくことになった。なお、プロジェクトの国際的な調整は、本フォーラムの他に月一回の定例会議をオンラインで開催することで、可能な参加者によりできる限りの推進を図ってきた。

今回のフォーラムでは、表 1 (次頁参照) に示すように、EPs プロジェクトの技術標準開発の検討を中心としてまとめることとした。この開発では、かつて当部門が開発した SLH (Small scaled Lodging House—小規模宿泊施設) 対応の開発成果を活用して、EPs として必要となる事項を追加修正していく前提で開発を進められてきている。SLH での開発は ebXML を基にした開発であり、その予解約を実現するプロジェクトであったことで、今回の EPs プロジェクトとは同じような取り組みが可能であった。そして、SLH プロジェクトの完了後に、国連 SDGs の Concepts と Goals が提示されたが、そもそも SLH プロジェクトを推進する時点でも、地域開発の視点で地域の環境保護や経済活動の持続的な推進を図る考えを取り込んでいたので、EPs プロジェクトの開発ではこの Concepts を認識して動き出しやすい状況にあった。なお、改めてこの開発を進める開発対象を整理すると下記のようなになる。いずれも SLH プロジェクトの開発成果を念頭に置いて進めてきている。

- ① EPs が必要とする BRS (Business Requirements Specification) の開発

この中で、EPs に関しての Class 図と BIE (Business Information Entities) 図の作成を中心とした検討

- ② EPs としての Code の開発
- ③ Technical Guideline の開発
- ④ 開発すべき CC (Core Components) の内容、等

これらの他には EPs プロジェクトに関して、各国での体験プログラムの実際の取り組み状況の報告や、EPs 標準が使用可能な環境の中で将来の利用技術について検討を行った。これについては活発な意見交換ができた。

また ST プロジェクトに関しては、この中断の中での特記事項と再開時の進め方を中心にして検討することにした。

2. EPs の理解とプロジェクトの推進

EPs については、新たなメンバーが参加すると必ずと言ってよい程、EPs とは何かということと、

その他のツアー商品との差異が質問される。今回のフォーラムでも同様であった。

これに関してはかつて本テーマの Green Paper の作成時に、かなりの時間をかけて意見交換を行い、その結果を表一 2 (次頁参照) に示すように Green Paper にまとめたので、それを基に理解を促進することとした。表中に EP として記載された中に従来からのツアーと新たな動きとして開発されてきたツアーを記載している。現在世界各地で動き始めた体験プログラムと呼ばれる商品は、地域創生、環境保護、地域の住民の生活レベルの改善を意図して開発されている旅行観光商品で、国連 SDGs の考えを十分に踏まえたものである。このために特殊なツアー商品ととらえられ議論を呼ぶが、商品としてみた時には従来から存在するツアーと基本的に同じである。しかし旅行商品として持つ情報や特徴では、新たな社会事情を踏まえて開発されているので、検討すべき情報事項や新たに開発していく情報の内容には多様で深いものがある。ツアー商品の持つ目的や視点が時代背景を受けて変わってきたともいえるが、

	April 27	April 28	April 29	April 30
EPs Project	Drafted Technical Artefacts Part 1 and their Conceptual View (BRS, Classes, BIEs)	Drafted Technical Artefacts Part 2 (Codes, Technical Guide)	Proposing Core Components	Anticipated use cases of the Technical Artefacts in each participating country (India, Chinese Taipei, Bangladesh, Japan, etc.)
ST Project			How to develop the project after COVID-19 and Tasks to be considered	
Others				Technologies to be studied further (Blockchain, AI, API, SNS, etc.) & New Domain Tasks

表一 1 フォーラムの Agenda

その状況を表—2で示す。この新たな視点は今後開発される従来の枠の中のツアー商品でも適用されるようになると考えられるために、本プロジェクトとしてはEPsと従来のツアーとを何らの区別をせずに取り扱うことにして、EPsの技術標準が開発されている。

3. EPsの具体的な利用ケースについて

EPsプロジェクトでは、対象とするツアーを意識して技術仕様を開発することと、また開発が完了した後の現実の取引に利用できる必要がある。このフォーラムでも利用を意図したケースの紹介が行われた。日本からは図—1(次頁参照)に示すように、山梨県増富温泉でEPsとして近く運用開始される「健康長寿ドック」が‘Longevity Health Dock’と題して紹介された。美しい自然環境の中で温泉と山歩きを交えながら断食を主体とした健康長寿を実現しようとする3泊4日の体験プログラムである。このプログラムはこれまでもその原型が紹介されてきたが、今回特に断食療法で健康長寿を実現する試みとして再構成をして実運用を図るプロジェクトの紹介であった。

今年中に実ツアーが開始されるとのことであった。

台湾からは山岳地域に残る先住民の部落を訪ねてその交流を通して文化を味わうプログラムの紹介があった。このツアーの特徴は従来の考え方のツアーをベースに、先住民との音楽による文化体験や、先住民の食生活を、調理方法を体験すること等で味わうEPsプログラムを選択的に組み込んだものである。

インドからは体験プログラム(インドではExperiential Programと称す)を、新しい時代の旅行観光商品として旅行会社が中心的に開発しているが、これらの商品が多々存在していることが紹介されたが、コロナ禍の中で動きが取れない状況にあり、事業として目下は動いていないとのことであった。

バングラデッシュからも扱っているEPsの事例が多く存在することが紹介されたが、現実にはインドと同様であった。これらが新たに開発される技術仕様を基にして動くことが期待される。

EP	Past	Present	New perspectives
Conventional tours	<ul style="list-style-type: none"> ● Sightseeing tours ● Optional tours (optional add-ons to basic tour packages) ● Tours based on eco or green tourism 		<ul style="list-style-type: none"> ● To vitalize regions ● To sustain environments ● To improve Quality of Life (QOL)
New trends in tourism		<ul style="list-style-type: none"> ● Agriculture tours ● Industry tours ● Health-related tours ● Sports tours ● Social tours ● Any kind of activity tours 	

表—2 Green Paperで取りまとめた従来のツアーとEPs



図一 1 増富温泉での健康長寿ドックの紹介

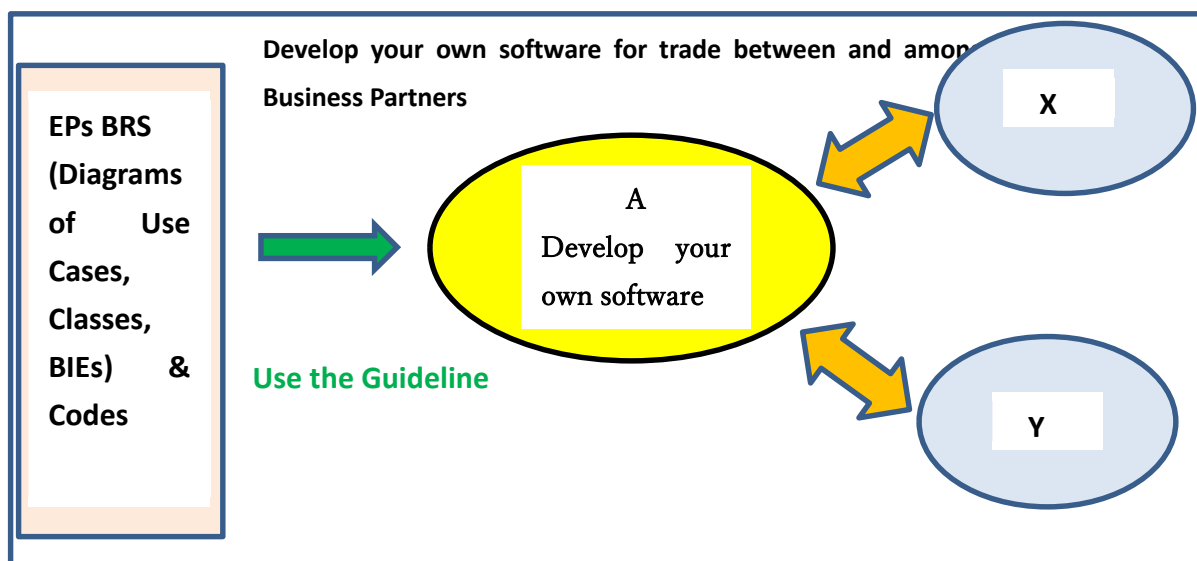
4. EPs 対応の技術ガイドラインの開発

EPs 技術ガイドラインは、EPs プロジェクトで開発された成果物が、これを使って現実の取引アプリケーションソフトを開発する技術者に、正しく理解されて役立てられるようにするために開発されるものである。これはプロジェクトの提案書に記述されている成果物の一つである。この利用に関して図一 2 に示すが、ビジネスパートナーである X と Y の間で、EPs に関する取引が行われるときに、この間で使われるアプリケーションソフトを A というソフトウェア開発事業者が BRS と Code を使って正しく開発できるようにするために使用される。主として BRS の中の記述等で理解や扱いの難しいところについて記述することにする。

フォーラムでは、このガイドラインで開発を進めている概要が示され検討された。EPs の持つ旅行実施行程の扱いがその一つとして取り上げられた。行程表を作成する時には、各旅行行程の実施日時や実施主体者、関係機関、料金、実施条件等のきめ細かい情報が必要となる。これらの情報やサービスが旅行商品として構成されてくるときに、それらを仕入れたり、或いは変更修正が行われたりして、実施時の工程表が作られてくるが、これらの局面で使用されるものとして活用されるので、その扱いは簡単では無いといえる。

5. ST プロジェクトの推進

ST プロジェクトについては、世界的なコロナ禍の中で現実に検討ができない状況のために、このフォーラムでは残念ながら新たな検討はできなかった。その代わりこれまでの活動成果を改めて確認して再開時に備えることにした。また、今後再開できたとしたときの作業工程の作成も、今後のコロナ禍の終息が見通せない状況のために、実際の検討ができなかった。コロナ禍発生までの昨年の成果の紹介は、記憶を確認することと新たな参加者の今後の検討には役に立った。



図一 2 ガイドラインの作成とその利用

6. 新たな情報技術への取組み

国連 CEFACT では、取引に使用される可能性のある新しい技術の検討が進展している。これらの中では、Blockchain, IoT, API, AI, Data Security, それに量子コンピューター等々がその対象となっている。この中でBlockchain技術に関しては、その利用を現実に進めるプロジェクトが動き出してきているし、当部門でもこの技術を活用しようとする検討が行われている。また、API技術では、CC (Core Components) の成果物を活用してAPIに利用しようとするプロジェクトが、大きく動き始めていてその活動成果もこのフォーラムで紹介された。しかし、その他の新たな技術が見えてくるには、まだ時間が必要になると思われる。今回の当部門の検討では、EPsの技術仕様が完成したときに、その活用を意識して、どのような新技術と合わさって利用されるようになるのかを、図-3を基にして意見交換を実施した。この図では近未来的にはAI技術を使いEPs技術標準と組み合わせて、世界各地に存在し得るEPs商品を検索して、その結果を消費者に向かってアバターを介して音声応答により取引を進めることとした。これに関しては、参加 Experts の関心と呼び、意見交換が活発に行われた。このような利用は、方向としては理解された。また、EPsの対象商品については、コロナ禍の中では旅行者が現実に動くことができないために利用できない状況にあり、このような環境が長引けば Virtual旅行が増えてくるのではないかという意見が出された。現実にこの試みは、すでに世界的に始まっていて、いくつかのVirtual旅行の事例が出てきている。今後は、このような旅行がコロナ禍後においてもそれなりの位置を占めることが考えられるという意見が出された。当部門としてもその対応を考えていくことが必要になることが意識された。

7. おわりに、そして技術仕様の開発を進めて

ebXMLを基にしたEPsの技術仕様の開発を担当してきて、あと一歩のところに来たかと考えているが、現実にはその完成までにはいくつかのハードルが残るのではと危惧される。国際協調の下で開発過程を経ながら作業を進めることは厳しいと感じることが正直多い。その開発過程では、①技術開発の対象となるEPsの事例を集めること、②この中から対象となる情報項目を集め整理すること、③その整理ではebXMLの技術仕様 に則って進めること、④その整理結果に対して、具体的な実例で検証をすること、⑤これら一連の作業を英語で推進すること等々になる。しかもこれら開発は、効率的に推進しないと実用の時期を失う恐れが存在する。このEPsの技術仕様開発もこの危険を背負いながら推進していかなくてはならない。実用に供せられる仕様の少なくとも第一バージョンを一日でも早く開発完了したいと考えているところである。

今後に向かっては、これら開発作業を推進できる技術者を、一人でも多く養成することを本当に考えていかなければならないと感じているところである。

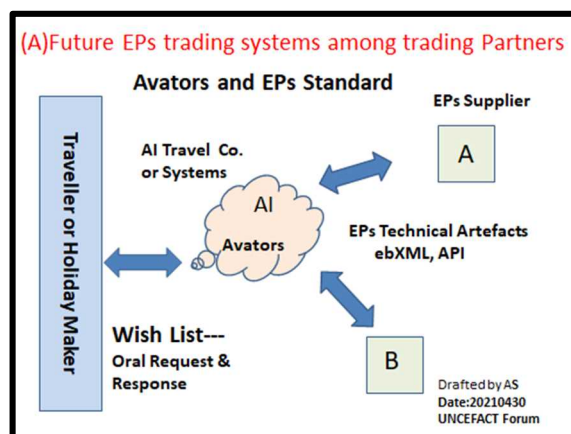


図-3 EPsの技術仕様と新しい技術の活用

以上

記事4. アジア太平洋地域における広域 FTA・EPA の活用のために

～ 重なり合う原産地規則の実態と問題点 ～

業務二部長 今川 博

はじめに

2021 年度の調査報告書は、一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会(以下、「JASTPRO」)の 2021 年度(令和 3 年度) 事業計画に基づき、広報等普及事業の「制度・電子化に係る調査研究」として、近い将来に発効が予想される RCEP、英国の参加表明で世界展開を見せる CPTPP に加え、日本、中国、韓国、インド及びオーストラリア・ニュージーランドとのアセアン「プラス1」協定の特定品目セクターに適用される品目別原産地規則を分析し、アジア太平洋地域に幾重にも重なり合う FTA の有効活用について考察します。

本年度の調査は、二国間協定が主役の座を占める我が国との直接の輸出入ではなく、グローバル・バリューチェーンに考察の視点を置き、我が国の製造業の進出先のアジア太平洋諸国での資材調達、同地域の第三国への製品・部材輸出に関する広域 FTA 活用戦略に資することを目的としています。

本年度調査においては、各論として、まず第 2 編「機械類・エレクトロニクス製品等(第 84 類、第 85 類)、第 3 編「自動車・自動車部品(第 87 類ほか)及び第 4 編「繊維・繊維製品(第 50 類から第 63 類まで)」の調査を先行させ、第 4 四半期に各編の総括を行い、その後第 1 編「アジア太平洋地域の広域 FTA 原産地規則の活用方法」をまとめます。

本報告書の調査・分析は、以下の視点で行なう予定です。

背景

かつて世界市場を席捲した我が国の製品群の多くが、今日では途上国への技術移転を背景とした生産活動からの撤退、途上国への生産拠点の移転又は生産委託によって我が国からの「made in Japan」製品の輸出が影を潜める状況となっています。また、これらの製品群に対しての我が国の MFN 税率のほとんどが無税となっているため、輸入に当っては特惠制度を使用するまでもありません。したがって、我が国の製造業の進出先であるアジア太平洋地域の製造拠点から製品を域内第三国に「横持ち」する場合に、重層する FTA のいずれを活用すべきかを選択する FTA 戦略が無視しえない重要な位置を占めることとなります。

アジア太平洋地域の途上国ではこれらの製品に関税が課されることが一般的であるので、第三国間貿易への広域 FTA の活用にあたっては、日系企業であるからといって我が国が締結した EPA のみを利用する必要はなく、特惠税率がより低く、原産地規則がより緩やかな協定を活用すべきと考えます。

また、我が国からアジア太平洋諸国に直接、特惠輸出を行う場合であっても、現時点では譲許税率のステージングで先行している二国間協定の適用を考慮すべきですが、累積規定の適用で材料調達上優位に立つ広域 FTA の譲許税率ステージングが二国間協定に追いついた時点で広域 FTA の利用に舵を切ることが肝要と考えます。したがって、今後の特惠貿易に係る企業戦略は、(i) 譲許品目カバレッジでの比較、(ii) 譲許税率

のステージング進行状況の把握、そして (iii) 原産地規則の正確な把握が必要となります。今回の調査報告は、アジア太平洋広域 FTA における特定品目セクターについて上記 (iii) を実施することになります。

調査・分析内容と成果物

- 調査対象品目について、CPTPP、RCEP、アセアン「プラス1」協定（日本、中国、韓国、インド、豪州・NZ）及びアセアン物品貿易協定（ATIGA）のそれぞれの品目別規則を一覧表を HS2017 年版をベースに作成し、各品目に求められる原産地基準が一覧で把握できるようにいたします。
- 一覧表では、品目別規則として採用されている規定が、①原産性の要件具備及び証明の観点から申告者にとって最も使い勝手のよい関税分類変更基準の「号変更」（背景色：白）、②より厳格な「項変更」を単独又は選択肢として含む（黄）、③「付加価値基準」のみを要件とする（オレンジ）、④「完全生産品」を要件とする（茶）、のいずれに当たるかを背景色を塗り分け容易に比較できるようにします。（ホームページ「原産地規則の研究」ページでカラー版をご覧ください。）
- しかしながら、例えば、第 84 類（機械類）、第 85 類（エレクトロニクス製品）の製品は、部品の組立てによって生産されることが一般的であるので、HS の構造上、専用部品の項から製品の項への変更に無条件で原産性を与える「項変更」規則についても「号変更」規則と同様に白としました（例えば、エンジン部品（第 84.09 項）から第 84.07 項（ガソリン・エンジン）、第 84.08 項（ディーゼル・エンジン）の組立て）。

- HS2017 年版の一覧表には、過去の HS 改変でどのようにカバレッジが変更したかについて追跡できるように配慮します。また、アジア太平洋地域の広域 FTA の中で唯一 HS 改変に対応できていない日アセアン協定について、可能な限り、HS2002 年版の品目別規則の 2017 年版への合理的範囲での読み替えを示すことにいたします（詳細版は作成いたしません。）。
- 第 4 四半期に公開する第 1 編では、原産地手続分野についても調査・分析の対象とし、各スキームの原産性証明要件、積送要件についても比較し、使い勝手の良さを比較検討します。

ホームページでの公開

四半期毎に各編の本文及び一覧表（抜粋）を「調査研究」コラムの「月刊 JASTPRO」ページに掲載します。賛助会員は、各編の完結版を四半期毎に、年度末に報告書全編を賛助会員限定公開ページでご覧いただけます。賛助会員限定公開ページでは、一覧表（全品目）を検索・並べ替え可能なエクセル形式でも提供します。

印刷物の配布

法人賛助会員には、印刷物でもお届けいたします。

著作権とご利用にあたってのご注意

成果物の著作権は一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会に帰属します。一覧表（エクセル形式）はデータベースとしての著作権を有するものです。二次的な利用に当たっては当協会の事前の許諾を得た上でお願いいたします。

第2編※ 機械類・エレクトロニクス製品等 (第84類、第85類)

(※第1編は年度調査の最後に総論として掲載いたします。)

アジア太平洋地域の広域 FTA を構築するに当たっては、我が国のみならず巨大市場を提供する米国、中国、インドが共に参加することが望ましいのですが、現時点においては困難です。米国が参加するはずであった TPP は米国が離脱し、中国、インドを含むはずであった RCEP はインドが不参加のままの状況ですが、アジア太平洋地域で経済・市場規模の大きなこれら四カ国のうちで我が国だけが、TPP、RCEP、アセアン「プラス1」協定を活用できる立場にあることは特筆すべきことと思います。関税同盟・共通市場として規模を拡大してきた EU を中核として隣接諸国に FTA 網を浸潤させていく欧州との差は、本来「中核」として位置すべきグループの不存在にあります。TPP ではまさに日米を「中核」として志の高いルールをベースとした市場をアジア太平洋地域に広げようとしたわけですが、我が国のリードによって CPTPP として日の目を見たことは画期的なことと言えます。

このような状況にあっても、アジア太平洋地域で広域 FTA を構築する際には、経済規模では格段に劣る東南アジア諸国がグループとして結束したアセアンが存在感を見せています。それを実証するかのよう、別添の一覧表にはアセアンの ATIGA 品目別規則がベースとなった「プラス1」協定の品目別規則が並びます。

1. アセアンの「プラス1」FTA 交渉の基本方針と累積規定の差別化

アセアンの「プラス1」FTA 交渉における基本方針は、アセアン域内を律する FTA (現在はアセアン物品貿易協定:ATIGA) よりも緩やかな原産地規則を設けないことで域内貿易における

ATIGA の優位性を確保することです。最も端的に区別されているのは累積規定です。ATIGA では (i) モノの累積 (他の加盟国の原産品を原産材料として認める「越境ロールアップ」) と (ii) 加盟国での付加価値が 20%以上ある非原産品に対して当該付加価値の累積を認める「限定的な越境トレーシング」(アセアンでは「部分累積」と呼んでいます。) を認めますが、「プラス1」FTA では (i) のモノの累積のみで (ii) は認めていません。したがって、アセアン域内での特惠貿易に限れば、同じ生産工程を行っても ATIGA の累積規定を適用すれば原産性をより満たしやすくなります。この点は、RCEP においても確保されています。ただし、ATIGA の (ii) の累積規定を適用して原産性判断を行った製品をアセアン以外のアジア太平洋地域に特惠輸出する場合には当該製品が必ず原産品となるとは限りませんので、注意が必要です。

アジア太平洋地域の広域 FTA の累積規定で優位を保っているのは CPTPP です。現在のところ締約国は7カ国にすぎませんが、全締約国を一地域とみなす「地域原産」の考え方を採用していますので、ATIGA における付加価値 20%以上のような限定はなく、生産において付与された域内付加価値のすべてが当該製品の原産・非原産にかかわらず次の段階の生産に加算できる仕組みになっています。

2. 一般規定としての「項変更又は RVC40%」

ATIGA 及び日本、中国、韓国、豪・NZ とのアセアン「プラス1」協定原産地規則の実質的変更基準は、基本的に「項変更又は RVC40%」を協定本文で一般規定として採用しています。この唯一の例外が印アセアン協定で、「号変更プラス付加価値 35%」の要件が全品目に適用され、例外がありません。これは関税分類変更と付加価値のダブル要件なので2要件のどちらかを選択する

規定に比較してより厳格となります。しかしながら、要件の一つが「号変更」で付加価値も「35%」と緩和されているので、重要な資材を域内調達する等の工夫することで満たし得る基準であると考えます。このためか、豪・NZアセアン協定では、相当数の品目において「(i) 項変更、(ii) RVC40%、又は (iii) 号変更プラス RVC35%」が採用され、ATIGA の例外品目表 (2017 年版) でも豪・NZアセアン協定とほぼ同じ品目にこの要件が採用されています。ATIGA が自らこの規定を取り込んだということは、アセアンの事業者が、「項変更を満たすことは困難であるけれども、号変更であれば満たすことができる。その場合でも、40%の付加価値は輸入材料が高額でぎりぎり満たせないことがあるので、35%に閾値を落としてもらえれば号変更とダブル要件になっても満たし得る」との状態にあると推定することができます。

一般規定には例外があり、その例外となる原産性要件が協定附属書の品目別規則表に掲載されます。例外なので、品目別規則は「虫食い」的に規定され、一般規則が適用される商品はリストから脱落しています。また、例外といっても一般規則より厳格な場合と緩やかな場合とがあります。別添のエクセル表で厳格な場合に色分けを行うことは冒頭の「はじめに」で触れていますが、本編では、例外の中でより緩やかな規則である「号変更」のみならず、「項変更」規則であっても HS の構造上、専用部品から製品への組立てに原産性を付与する場合には (例えば、第 84.07 項 (ガソリン・エンジン)、第 84.08 項 (ディーゼル・エンジン) に対して第 84.09 項 (エンジンの部品) が独立しています。)、 「号変更」規則と同様、白地としています。

3. 例外としての RCEP 及び CPTPP

RCEP は一般規定を協定条文に置くことはし

ていませんが、第 84 類、第 85 類では概ね以下のように専用部品の組立てに対して原産性を付与するという原則で品目別規則が策定されています。

専用部品が同じ項に分類される場合

製品が分類される号：号変更 又は RVC40%
専用部品が分類される号：項変更 又は RVC40%

専用部品が独立した項に分類される場合

製品が分類される項・号：項変更 又は RVC40%
専用部品が分類される項：項変更 又は RVC40%

インドが参加しないことが痛手ではありますが、原産地規則から判断するならば RCEP は常に活用を検討すべき FTA であると言えます。ただし、CPTPP と異なり関税譲許が限定的であり、また国別譲許を採用していることから、輸出先となる RCEP 締約国での関税譲許の状況を詳しく調べる必要があります。

CPTPP の品目別規則は、RCEP ほどの緩さは認められないもののほぼ同様な原則で品目別規則が構成されています。また、「地域原産」の原則の下で域内のすべての生産行為が累積されますので、「国原産」の原則の下でのモノの累積のみの RCEP よりも更に原産性を満たしやすくなります。関税譲許も第 84 類、第 85 類はほぼ 100% で、かつ、我が国とメキシコ以外は一括譲許なので、輸出国がどの締約国であっても輸入締約国における特惠税率が変わらないという使い勝手のよさがあります。唯一の問題は、現時点で 7 カ国しか参加していないということで、英国の早期参加、米国の復帰が望まれるところです。

別表のエクセル表をご覧ください。第 84 類と第 85 類については「プラス 1」協定においても多くの緩い例外扱いが認められてい

ることが分かります。

4. ITA 物資を原産品扱いできる日アセアン協定の先進性

日アセアン協定では、附属書 3 (情報技術製品) で ITA 物資 (1996 年 12 月の WTO 閣僚会議で採択されたもの) が域内での他の製品の生産において材料として使用される場合には、当該 ITA 物資の品目別規則にかかわらず当該生産を行う締約国の原産品とすることができます。すなわち、材料として使用した品目が ITA 物資であると HS 分類で特定することだけで十分な原産性証明になりますので、第 84 類、第 85 類の製品を製造する事業にとっては大変重宝する規定です。ただし、第 8541.10 号から第 8542.90 号 (HS2002 年版の半導体、集積回路等) はこの適用から除外されます。

5. まとめ

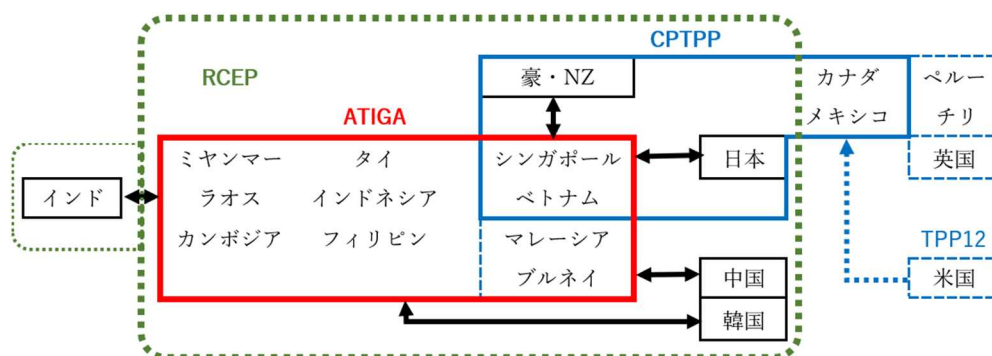
各協定の構成国を簡単に整理すると、次の図表 1 のとおりです。

定、インドにいたっては「プラス 1」協定のみとなり、いずれにせよ輸出拠点をアセアン域内に置くことが特惠活用において有利となりそうです。

本報告書では取り上げませんが、EU と FTA 関係にあるアセアン諸国はシンガポールとベトナムであり、米国との FTA ではシンガポールに限られます。また、後発開発途上国から先進国への「無税無枠」輸出 (LDC 向け GSP) であれば、ラオス、カンボジア、ミャンマーが拠点の候補に入りますが、政治的に不安定な国への拠点設置はリスクが伴います。

原産地規則の観点からは、部品から製品への組立工程に対して原産性を付与する「号変更」規則等の関税分類変更基準が使用できるスキームは、競合する FTA 間でより利用される機会が多くなることが予測されます。付加価値基準においても、各スキームに共通するアセアン構成国だけで最低限 RVC35%要件 (アセアン以外の域内付加価値を加えれば余裕で 40%超) を満たすことがで

図表 1：アジア太平洋地域の広域 FTA 構成国内訳



図表 1 から読み取れるように、アジア太平洋地域の広域 FTA において最も重複度が高い国は、シンガポールとベトナムです。したがって、第 84 類と第 85 類の製品又はその部品製造の拠点として選択する場合にはこの両国を候補に入れてしかるべきと考えます。一方、巨大な人口を抱える中国とインドに対して広域 FTA での特惠輸出を行う場合には、中国が RCEP と「プラス 1」協

定、インドにいたっては「プラス 1」協定のみとなり、いずれにせよ輸出拠点をアセアン域内に置くことが特惠活用において有利となりそうです。

ければ、大多数の品目において「どのスキームにも原産資格を有する」製品の準備が整います。このような大枠での方向性を確定することができれば、(i) 譲許品目カバレッジでの比較、(ii) 譲許税率のステージング進行状況の把握、(iii) 原産地規則の正確な把握を行い、特定製品についての現時点での最も優位な特惠輸出の方式を導くことができるはずで

別添一覧表（抜粋）

2021年度JASTPRO調査報告書 「アジア太平洋地域における広域FTA・EPAの活用のために」 別表 1 (第84類及び第85類の品目別規則比較表)

HS番号 HS2017	統計 細分	品 名	RCEP HS2012	TPP11 HS2012	ASEANプラス1					ASEAN ATIGA (1992年 発効時は 40%付加 価値のみ 。最新規 則はHS20 17年版)
					日本 HS2002	中国 HS2012 84・85類 は全品 目一般 ルール 適用(CTH 又は RVC40%)	韓国 HS2007/ 2012/ 2017に 調整済	インド 全品目一 般ルール 適用 (CTSH及び VA35%)	豪・NZ HS2012/ 2017 適用は各加盟国 が実施している HS年版	
*が付された番号は、分類表内の移動についてコンセンサス合意のないもの。										

第 84.07 項 ガソリンエンジン

84.07		ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	CTH又はRVC40%			CTH又はRVC40%	CTH又はRVC40%	CTSH及びVA35%	CTH又はRVC40%	
8407.10	000	航空機用エンジン		CTH		CTH又はRVC40%				CTSH又はRVC40%
8407.21	000	船舶推進用エンジン 船外機		CTH		CTH又はRVC40%				CTSH又はRVC40%
8407.29	000	その他のもの		CTH		CTH又はRVC40%				CTSH又はRVC40%
8407.31	000	ピストン式往復動機関（第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。） シリンダー容積が50立方センチメートル以下のもの		CTH又はRVC35% (BU), 35% (NC), or 45% (BD)		RVC40%				RVC40%
8407.32	000	シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のもの		CTH又はRVC35% (BU), 35% (NC), or 45% (BD)		RVC40%				RVC40%
8407.33	000	シリンダー容積が250立方センチメートルを超え1,000立方センチメートル以下のもの		RVC45% (BU), 45% (NC), or 55% (BD)		RVC40%				RVC40%
8407.34	000	シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの		RVC45% (BU), 45% (NC), or 55% (BD)		RVC40%				RVC40%
8407.90	000	その他のエンジン		CTH		CTH又はRVC40%				CTSH又はRVC40%
84.08		ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）				CTH又はRVC40%	CTH又はRVC40%	CTSH及びVA35%	CTH又はRVC40%	

第 84.86 項 半導体製造機械

84.86		半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品				CTH又はRVC40%		CTSH及びVA35%		
8486.10	000	半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器	CTSH又はRVC40%	CTSH又はRVC30% (BU), 40% (BD), or 50% (FV)		CTH又はRVC40%		CTSH若しくは号内変更、又はRVC40%	CTSH又はRVC40%	CTSH又はRVC40%
		2002年版では ex8419.89* ex8421.19 ex8456.10 ex8456.99 ex8464.10* ex8464.20 ex8464.90 ex8479.89 ex8514.10* ex8514.20 ex8514.30								
		2002年版では ex8543.89				RVC40%又は、CTH（第85.42項からの変更を除く）				

2021年度 JASTPRO調査報告書「アジア太平洋地域における広域FTA・EPAの活用のために」別表 1 (第84類及び第85類の品目別規則比較表)

HS番号 HS2017 ×が付された番号は、分類表内の移動についてコンセンサス合意のないもの。	統計 細分	品名	RCEP HS2012	TPP11 HS2012	ASEANプラス1					ASEAN ATIGA (1992年発効時は40%付加価値のみ。最新規則はHS2017年版)
					日本 HS2002	中国 HS2012 84・85類は全品目一般ルール適用 (CTH又はRVC40%)	韓国 HS2007/ 2012/ 2017に調整済	インド 全品目一般ルール適用 (CTSH及びVA35%)	豪・NZ HS2012/ 2017 適用は各加盟国が実施しているHS年版	

第 85.01 項 モーター

85.01	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）	CTH 又は RVC40%	CTH 又は RVC40%	CTH 又は RVC40%	CTH 又は RVC40%	CTH 又は RVC40%	CTH 又は RVC40%	CTH 又は RVC40%
8501.10	電動機（出力が37.5ワット以下のものに限る。）	CTH (85.03項の固定子又は回転子からの変更を除く。) 又は RVC 30% (BU), 40% (BD), or 50%					CTSH及びV A35%	CTSH又はRVC 40%
	011 ー 出力が10ワット以下のもの							
	019 ー 出力が10ワットを超え37.5ワット以下のもの							
	020 ー 単相交流電動機							
	090 ー その他のもの							
8501.20	000 交直両用電動機（出力が37.5ワットを超えるものに限る。） その他の直流電動機及び直流発電機	CTH					CTSH及びV A35%	CTH又はRVC 40%
8501.31	000 出力が750ワット以下のもの	CTH					CTSH及びV A35%	CTH又はRVC 40%
8501.32	000 出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの	CTH					CTSH及びV A35%	CTH又はRVC 40%
8501.33	000 出力が75キロワットを超え375キロワット以下のもの	CTH					CTSH及びV A35%	CTH又はRVC 40%
8501.34	000 出力が375キロワットを超えるもの	CTH					CTSH及びV A35%	CTH又はRVC 40%
8501.40	000 その他の単相交流電動機	CTH					CTSH及びV A35%	CTH又はRVC 40%
	その他の多相交流電動機							
8501.51	000 出力が750ワット以下のもの	CTH					CTSH及びV A35%	CTH又はRVC 40%
8501.52	000 出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの	CTH					CTSH及びV A35%	CTH又はRVC 40%
8501.53	000 出力が75キロワットを超えるもの	CTH					CTSH及びV A35%	CTH又はRVC 40%
	交流発電機							

第84類

第85類



記事 5. 国連 CEFACT からのお知らせ

9 June 2021:

This is to announce a 60-day public review until 9 August 2021 concerning the BRS for Trade Information Portal. Please use the Public Comment Log provided to facilitate the preparation of a Disposition Log by the Project Team.

「貿易情報ポータルビジネス要件仕様」の 60 日間公開レビュー（2021 年 8 月 9 日まで）が開始されたとの告示です。提供された公開コメントログを使って、プロジェクトチームのディスポジション・ログの準備のご協力をお願いします。

9 June 2021:

This is to announce a 60-day public review until 9 August 2021 concerning the SCMP-BRS-Cross Industry Despatch and Receive Process. Please use the Public Comment Log provided to facilitate the preparation of a Disposition Log by the Project Team.

「サプライチェーンマネジメント及び購買-ビジネス要件仕様-業界横断の発送と荷受の流れ」の 60 日間公開レビュー（2021 年 8 月 9 日まで）が開始されたとの告示です。提供された公開コメントログを使って、プロジェクトチームのディスポジション・ログの準備のご協力をお願いします。

9 June 2021:

This is to announce a 60-day public review until 9 August 2021 concerning the SCMP-BRS-Cross Industry Scheduling Process. Please use the Public Comment Log provided to facilitate the preparation of a Disposition Log by the Project Team.

「サプライチェーンマネジメント及び購買-ビジネス要件仕様-業界横断のスケジューリングの流れ」の 60 日間公開レビュー（2021 年 8 月 9 日まで）が開始されたとの告示です。提供された公開コメントログを使って、プロジェクトチームのディスポジション・ログの準備のご協力をお願いします。

20 May 2021:

UN/CEFACT is pleased to launch a call for participation for the project "Use of Artificial Intelligence in Trade Facilitation". The purpose of this project is to look at AI's role in trade facilitation in the context of UN/CEFACT's mandates and create whitepapers that focus on how AI can be used to facilitate trade processes and key issues that need to be looked into while leveraging AI capabilities in collecting, processing, analyzing data and extracting inferences from the data. If you would like more information, please contact the project lead: Sray Agarwal.

UN/CEFACT はプロジェクト「AI を使った貿易円滑化」への参加を呼び掛けています。このプロジェクトの目的は、UN/CEFACT の委任されていた管理範囲における AI の役割の探究の他、AI がどのように使われれば貿易の流れを促進できるか且つ、AI のデータを収集、プロセス、分析及びデータを基づいて推測する能力を活用するために検討しなければならない主要議題に着目するホワイトペーパーの作成です。詳しく知りたい方はプロジェクトリーダーの Sray Agarwal にご連絡ください。

JASTPRO ホームページ 賛助会員紹介ページの新設について

本年度も当協会へご支援を賜り、誠にありがとうございます。

賛助会費は、当協会の目的である「国際貿易の発展に対応し、我が国における貿易関係手続の簡易化を図り、もって貿易関係業務の効率化に資する」事業において、有効に利用いたします。また引き続き運営経費の削減にも努めてまいります。

さて、4月26日からホームページのデザインを一新し、コンテンツについても更新を図りました。従来は、ホームページ作成業者に更新作業を委託しておりましたが、クラウド上のホームページ管理サービスを利用し、職員により適時のタイミングでコンテンツ追加や更新をできるようにいたしました。経費につきましても、従来の委託管理費の1割減の年間約30万円で、デザイン変更、サイト構造変更などの大幅改変も追加コストなくできるようになりました。

ホームページ刷新の機会に、賛助会員紹介ページを設けることといたしました。掲載ページのデザインは下図のとおりです。貴社名テキストまたはご提供いただいたロゴ・バナー画像に貴社URLへのリンクを貼ります。掲載に当たっては、掲載の可否等を別途ご担当者様にお尋ねいたしますので、ご対応のほどよろしくご願いたします。

賛助会員紹介ページ公開は8月の予定です。

賛助会員継続のお願い

賛助会員各位

当協会の活動につきましてご支援・ご協力を賜りまして深く感謝申し上げます。

さて、ご高承の通り、当協会は、我が国の貿易関係手続の簡易化のための活動を推進し、貿易関係実務の能率向上、書類作成の合理化、費用の節減及び労働力の効率的利用等に大きな役割を果たすとともに、国際的にも、国連 CEFACT に登録された我が国唯一の機関として、国際機関や諸外国との密接な連携の下に、諸活動を展開しております。

近年はデジタルトランスフォーメーション（DX）が我が国においても課題となっておりますが、長年、当協会は手続電子化推進に携わるとともに、日本輸出入者標準コードの発給・管理の実務で DX の一端を担ってきた経験、知見で社会に貢献できるものと確信しております。

一方で経費削減には努めておりますが、長期間にわたる低金利により財産運用益は低迷し、厳しい財政状況に瀕しております。今後も更なる経費削減に取り組んで参る所存ではございますが、当協会の各種事業につきまして、安定的に事業を実施するためには、賛助会員の皆様方からのご支援が大きな柱となるものであります。

賛助会員の皆様方には、賛助会員への便宜として、

1. 資料、定期刊行物その他の報告書等の無償配布
2. 協会備えつけ資料の閲覧ならびに借り出し
3. 研究調査に対する意見の開陳
4. 協会の主催する講演会、セミナー等への出席
5. 協会に対する研究調査の委託

をご提供しており、メガ EPA 原産地規則に関し賛助会員向け研修会開催やコンサルティング・サービス提供を拡充すること等にも取り組んでおります。

どうか当協会の事業にさらなるご理解とご支援を賜りたく、2021 年度も引き続き協会賛助会員としてご加入を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会
事務局長・専務理事 秋田 潤

賛助会費お振込み先（一口年額 70,000 円）

口座名義「イッパンザイダンハウジン ニホンボウエキカンケイテツヅキカンイカキョウカイ」

みずほ銀行 浜松町支店(148) 普通預金 口座番号 0673633

三菱 UFJ 銀行 東京公務部(300) 普通預金 口座番号 0000559

三井住友銀行 東京公務部(096) 普通預金 口座番号 0001445

編集後記

本年度の調査研究は、アジア太平洋地域に重層的に存在する貿易協定の品目別原産地規則の分析と比較です。どの国がどの協定に加入しているかが一目瞭然で、HS 品目別に原産性要件も詳しく説明されます。

協定が重なり合って、一見すると難しいかもしれませんが、よく考えたら、日常生活にもしばしばあると思います。値段は高いけど送料が無料になる条件が緩い EC サイトと、安いけどたくさん買わないと送料を無料にしてくれないサイト。一番コスパのいい活用方法を計算するのに工夫が必要です。

RCEP、CPTPP、日アセアン協定等のうちどれを使用しようかと悩んでおられる読者は、ぜひ本年度の調査研究をご参照ください。

スカーレット

JASTPRO 第47巻 第3号 通巻第506号

・ 禁無断転載

2021年6月30日発行21-03

発行所 一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会

東京都中央区八丁堀2丁目29番11号

キューアス八丁堀第二ビル4階

電話 03-3555-6031 (代)

ファクシミリ 03-3555-6032

編集人 秋田潤



UN/CEFACT
Japan

一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会は、国連CEFACT（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）に日本事務局として登録されています。

Japan

Association for

Simplification of International

Trade

PROcedures